

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 7 月 1 日
【会社名】	株式会社トーエネック
【英訳名】	TOENEC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 滝 本 嗣 久
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄一丁目31番23号
【電話番号】	(052)221 - 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 山 内 範 英
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄一丁目31番23号
【電話番号】	(052)221 - 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 山 内 範 英
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社トーエネック 東京本部 (東京都豊島区巢鴨一丁目3番11号) 株式会社トーエネック 大阪本部 (大阪市淀川区新北野三丁目8番2号) 株式会社トーエネック 静岡支店 (静岡市葵区研屋町51番地) 株式会社トーエネック 三重支店 (津市桜橋二丁目177番地1) 株式会社トーエネック 岐阜支店 (岐阜市茜部中島三丁目10番地) 株式会社トーエネック 長野支店 (長野市三輪一丁目9番34号) (注)大阪本部は金融商品取引法で定める縦覧場所ではないが、 投資家の便宜を図るために備え置くものである。

1【提出理由】

2025年6月26日開催の当社第107回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金30円

剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金を4,000,000,000円減少し、別途積立金を4,000,000,000円増加する。

第2号議案 定款一部変更の件

当社グループの事業活動を勘案し、今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、藤田祐三、滝本嗣久、山崎重光、池山竜夫、飯塚厚、鵜飼裕之、吉本明子、五十嵐一弘および瀧上晶義の9名を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、細野秀一、佐藤英樹、柴田光明および伊藤歌奈子（戸籍上の氏名：林歌奈子）の4名を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成比率	決議結果
第1号議案	790,492	643	918	99.78%	可決
第2号議案	790,133	1,002	918	99.73%	可決
第3号議案					
藤田 祐三	786,131	5,004	918	99.23%	可決
滝本 嗣久	788,156	2,979	918	99.48%	可決
山崎 重光	788,656	2,479	918	99.55%	可決
池山 竜夫	788,650	2,485	918	99.55%	可決
飯塚 厚	788,480	2,655	918	99.52%	可決
鵜飼 裕之	788,818	2,317	918	99.57%	可決
吉本 明子	788,690	2,445	918	99.55%	可決
五十嵐一弘	788,198	2,937	918	99.49%	可決
瀧上 晶義	788,908	2,227	918	99.58%	可決
第4号議案					
細野 秀一	684,994	106,141	918	86.46%	可決
佐藤 英樹	773,966	17,166	918	97.69%	可決
柴田 光明	748,980	42,155	918	94.54%	可決
伊藤歌奈子 （戸籍上の氏名：林歌奈子）	789,976	1,159	918	99.71%	可決

（注）各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した該当株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した該当株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。